

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成27年11月20日（金）16:01～16:27

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<提案者>

飯泉 嘉門 徳島県知事

朝日 隆之 徳島県政策創造部地方創生局長

加藤 貴弘 徳島県政策創造部地方創生局地方創生推進課係長

松本 進一 徳島県政策創造部地方創生局地方創生推進課係長

<事務局>

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

（議事次第）

1 開会

2 議事 誰もが輝く！「とくしま総活躍特区」！
～徳島から「一億総活躍社会」を実現！～

3 閉会

○藤原次長 それでは、お時間になりましたので特区ワーキンググループを再開をさせていただきます。

何度かおいでいただいておりますが、春にも御提案いただき、秋にも追加の御提案を頂戴しております。飯泉知事にもおいでいただいておりますが、徳島県からの御提案ということで、時間は30分でございますので、10分ないし15分プレゼンテーションいただきまして、その後、意見交換ということでお願いできればと思います。

本日は八田座長が急遽御欠席ということで、議事進行の代行を原委員にお願いしております。

それでは、原委員、よろしくお願ひいたします。

○原委員 お忙しい中を大変ありがとうございます。

では、御説明をお願いいたします。

○飯泉知事 まず、国家戦略特区ワーキンググループの皆様方には、こうした機会を与えていただきまして本当にありがとうございました。

それでは、徳島県からの提案を以下お話を申し上げたいと思います。

今回の表題につきましては、「誰もが輝く！『とくしま総活躍特区』！」ということで、徳島から今、国の大きな政策目標となっております一億総活躍を実現とさせていただいております。

概要のところですが、今、アベノミクス第2幕が幕を開けたところでありまして、その着実な推進、その処方箋を徳島から発信をしたいと考えております。

その中身につきましては障がい者の雇用の促進、子育て支援、生涯現役社会、あらゆるプレイヤーの皆さん方のまさに活躍をする環境整備、また、近未来の技術の実証、地域包括ケアシステムの推進など、まさに日本全体、地域の課題解決への実践的な取り組みを展開したいと考えております。

その中身につきましては4本となります。規制改革・制度提案のところをごらんいただきたいと思います。

まず1本目は、多様な働き方、特に障がい者雇用の促進についてということで、通所が困難な障がい者の皆さんのテレワーク、また、特例子会社の設立要件の緩和、その裾野を広げようというものであります。

2番目は、つい先般法律が制定をされました女性の活躍推進へということで、ファミリー・サポート・センターの機能の強化によって、女性の皆様方への支援を強化したいと考えております。

また、子育て世代の支援ということで、放課後児童クラブの補助対象要件の緩和であります。

3本目はアクティブシニアの皆さん方がまさに生涯現役、地域社会の担い手になっていただくということで、その仕事の受け皿とするシルバー人材センターの就業条件の緩和、また、2025年問題の対応となります地域包括ケアの推進としての指定居宅サービスなど、人員基準の緩和であります。

そして4本目はドローンで課題解決ということで、認知症の徘徊高齢者の捜索であるとか鳥獣害対策をUAVを活用しての構築となります。

それでは、それぞれの4本を以下、御説明をまいります。

まず障がい者の雇用促進についてであります。本県のバックボーンを左、ご覧いただきたいと思います。本県の場合にはケーブルテレビ普及率日本第1位、しかも後発の利ということで中山間地域まで各家庭を光ファイバーで結んでおります。これによって今、地方創生のモデルといわれる東京などのICT企業が神山町、美波町という中山間地域にサテライトオフィスを構え、既に31社となっております。また、テレワーク、新しい働き方を随より始めよ、既に県庁におきましては3年かけて実証実験を段階的に進めております。

ということで今回の事業内容については2本。1つはテレワークのさらなる推進をということで、障がい者の皆様方の在宅勤務を支援しようと考えております。また、既に特例子会社制度はできているわけでありますが、中小企業になかなかこれが広がらないということで、中小企業が複数で共同出資をして新型の特例子会社ができるようにし、中小企業の得意分野を切り分けて障がい者雇用の裾野を広げたいと考えております。

それでは、現状の規制事項などについてですが、まず障がい者の総合支援法におきましては、通所困難な障がい者、テレワークを行った例えば就労支援サービスを受けた場合には、同時間帯での生活支援サービスを受けることができないとなっております。ということで訪問系のサービスの利用につきまして、特に重度の障がい者の皆さんには、これがないことには生活維持ができませんので、その柔軟な運用を可能にしていきたいと思っております。

2番目は、障害者雇用促進法についてであります。この特例子会社制度、いわば親会社、子会社間に限り認められるものでありますが、中小企業はなかなかそうしたことができる今、人員的にも、あるいは財政的にも余裕がありません。そこで、複数企業が共同出資することによって、それぞれの得意分野をあわせ持ち、そして、それぞれの会社その部分については切り離すことによって、新会社をつくるように要件の緩和をお願いしたいと思います。これによって多様な働き方が可能になってくるものであります。

次のページをご覧ください。女性の活躍推進であります。本県の強み、全県下24市町村で既にファミリー・サポート・センターが整備をされております。また、県庁自らがイクボス宣言をさせていただいているところであり、また、個別の事業としても下に4本、県単独で国の交付金では賅うことができない、例えば結婚支援などに対するの少子化対策の緊急強化基金を既に10億創設しております。また、潜在保育士、その職場復帰、OJTの実施など、また、多子世帯の保育料の軽減ということで、第3子以降、県として2分の1出し、市町村が2分の1でありますので、第3子以降は事実上、無料化をこの4月にさかのぼって今、行っているところでございます。

また、小規模の放課後児童クラブ、9人以下であります。その場合には中山間地域などが対象になるわけでありますが、それ以外、都市部については対象にならない。その運営支援を行っているところであります。ということで事業内容、ファミリー・サポート・センターの機能の強化、特に病児病後児保育対策、また、放課後児童クラブの全域におけるの安定運営支援を行ってまいりたいと思っております。

そこで現状、規制事項などについてであります。まず子育ての援助活動支援事業の実施要綱、こちらは病児病後児保育については看護師等の配置が必須とされているところであります。特に中山間地域、人材確保が難しいところがあります。そこで看護師等の配置基準を緩和させていただいて、しかし、全くゼロというわけにはいきませんので、病院との連携のもと、専門講習を受けたファミリー・サポート・センター、その提供会員による事業を可能にしていきたいと思っております。

また介護離職は年間10万人となるわけでありますが、介護離職者の8割が何と女性であります。活躍推進のためにもこれが必要となるところでありまして、ファミリー・サポート・センターのシステム、ネットワークを活用した介護型のファミリー・サポートサービス制度を創設していただければと思います。

また、放課後児童の健全育成事業、実施要綱について今、申し上げた9人以下の小規模クラブを国庫補助対象にするためには、山間地、へき地、離島のみとなっておりますが、地域にかかわらず、全ての小規模クラブをぜひ対象にさせていただきたいと思っております。

次に3番目、元気な高齢者支援、アクティブシニア対策であります。本県の強みであります。今、全国の高齢者、全国では2042年がピークと想定されておりますが、徳島は何と22年も早い2020年となります。待ったなしということでありまして、また、介護職員の数につきましても対生産年齢人口比では全国第5位、たくさんいるということでありまして。また、介護保険3施設の整備率は全国トップクラスであります。また、特別養護老人ホームの待機者数、最近では待機高齢者などとも言われておりますが、1,986、全国最少であります。ちなみに東京は4万3,384、東京を初めとする東京圏では何と10万7,700を超えております。こうした将来的な介護余力の活用、首都圏からの高齢者の皆様方の受け入れ環境の整備を進めようということで既にモニターツアーを行い、ゆかりの徳島里帰り戦略会議を10月に、一方で地域包括ケアシステムを進めるために、西日本で最初に推進会議を既につくり、着々と進めているところであります。

そこで今回の事業内容は、シルバー人材センターのアクティブシニアの皆さん方の就労の場としてのまさに受け皿機能の強化であります。もう一つは地域包括ケアの推進ということで、特に過疎地域における単独型の訪問リハビリステーション、また、過疎地域型の訪問看護ステーションの開設を実現できればというものであります。

まず規制緩和については高年齢者雇用安定法・国家戦略特別区域法、こちらについてシルバー人材センターについてはあくまでも臨時、また、短期的な就業、軽易な業務に限られております。これを臨時的あるいは短期的ということではなく、やはり具体的な日数、時間の要件を緩和して、まさに受け皿としていただきたいということ。また、指定居宅サービス等の事業、人員等の基準につきましても、過疎地域では在宅医療を行う専門職の確保が多くの医療機関で困難となっております。そこで、他の医療機関付設の訪問リハビリステーションを利用せざるを得ない。また、過疎地域では遠隔地の訪問看護ステーションからのサービス提供事業が大半となっているところでありまして、利用者はタイムリーなサービスが受けにくい状況となっております。

そこで今回は過疎地域に限りということで、病院や介護老人保健施設に限らず、研修を受けたリハビリ専門職による単独型の訪問リハビリステーションの開設を可能としていただきたいということ。また、一定の要件のもと、例えば他のステーションとの連携であるとか、遠隔医療がICTで進んでいるところでありますので、ICTの利活用など、これらを実要件として看護師などの配置基準を緩和していただければ、過疎地域型の訪問看護ステーショ

ン開設を可能としていただければと思います。

最後、4番目はドローン（UAV）の活用についてであります。既に徳島県におきましては座学、意見交換あるいは操縦の訓練など大学、民間企業と連携をいたしまして、UAV活用の検討会を設立し、既に4回会合を重ねているところであります。また、県が率先垂範をした安全運用の普及啓発ということで、ドローンの運用指針であるとか、あるいは管理規定を既に制定をし、これに基づく形での利用とさせていただいております。さらには市町村にもこうしたものを広げていこうということで、特区への芽出しといたしまして県版の地方創生特区制度をつくったところであります。この徳島ドローン特区、那賀町であります。つい先般、第1次の指定をさせていただき、その普及促進を図ろうと考えております。

具体的な事業内容、実証実験がメインとなるところであります。例えば規制緩和として電波法のところでありますが、通信性に優れる周波数帯あるいは高出力の電波の使用には免許が必要となっております。また、機器につきましても特定基地局として毎度毎度の申請が必要となります。これにつきましては特区で指定をした機材には免許を必要としない。また、使用可能とするとともに特定の基地局に対しましても都度申請ではなく、事前の包括的な申請をお願いできればと思います。

また、航空法が12月に改正の予定となっておりますが、目視外の自動運行など航空局の事前の許可が必要となります。道路交通法につきましても、飛行の都度の許可が必要となります。ということで規制対象となる飛行を行う場合でも、その都度の許可申請を不要とさせていただきまして、関係機関への包括的な事業計画の届け出によりまして、この事業を推進できればと。ただし、もちろんのことながら使用者、また、機器の登録、整備済みであることを大前提とするものであります。こうすることによってUAVの活用、中山間地域での生活支援体制の強化を行っていければということで、この4本合わせることによる一億総活躍社会実現を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いをいたします。

○原委員 御説明大変ありがとうございました。

徳島県さんからは、以前から御提案をいただいています。事務局でこのタイミングで何か御報告おくことはありますか。

○藤原次長 住所地特例については、大変委員の御関心も高いということもあり、また、これからのCCRCの関係につきましては制度論を含めて、地方創生全体の行政の中で御承知のとおり取り組んで、場合によっては法的措置という議論もございますので、より一層また報告できる段階になりましたら、きちんと御報告申し上げたいと思います。まだ議論をさせていただいている途上だということでもあります。

○飯泉知事 実は先般、今年2月のときに原委員さんをはじめ皆さん方にも報告させていただいて、また、マスコミにも報道がなされて、徳島のまさに住所地特例を率先してやるべきではないか。マスコミの世論喚起もしていただきまして本当にありがとうございました。

た。

実はサ高住、サービス付きの高齢者住宅が規制緩和となったところでありまして、我々としては大変心強く思うとともに、その後も今お話がありましたように厚労省が本気になってくれまして、まず当面の対応、例えば介護保険制度の中で調整交付金をいかに活用することがまずはできるのではないだろうか、こうしたところの説明も実はさせていただいているところであります。

ただ、これは当面の対応となりますので、この調整交付金のロットの問題であるとか、最終的には住所地特例をどうしていくのか、正面からの問題といった点もまだ引き続きございまして、ぜひよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○原委員 ここは私ども八田座長以下、強い関心を持って取り組んでおりますので、特区で何らかの特例措置を講ずるという可能性も含めて、引き続き調整をしていきたいと思っております。

あとは事務局からよろしければ、きょうお話いただいた新しい御提案についてということでお伺いしたいと思います。幾つか御提案をいただきましたうちの全般に過疎地についてはといったような御提案を幾つか頂戴しております。非常にもっともな、合理的な御提案だと思っておったのですけれども、これはもちろん県内全域ではなくて地域を限定した形で適用されていくという前提でございましてね。

もう一つ、徳島ドローン特区の県版で既に先行して進められているというのもおもしろく伺ったのですが、これは県の施策として何らかの特例措置を設けられたり、あるいは特別な地域限定での施策を既に講じられたりされているのでしょうか。

○飯泉知事 ありがとうございます。

実は国の国家戦略特区の中から地方創生特区をおつくりいただきました。ということで、なかなかでも県内の市町村が特区に手を挙げていくというのはハードルが高いというところがありまして、もう少しハードルを下げて磨きをかけていこう。県版の特区をつくる。地方創生特区です。これを今年度既につくらせていただきまして、そして第1次指定で2つ、そのうちの1つがこの那賀町のドローン特区。これへの支援については県としての税での支援、財政支援、規制緩和、もちろんこれは県が持っている規制緩和。もう一つはアドバイザー制度をこの中に入れまして、場合によってはこうしたものをさらに磨きをかけて地方創生特区であるとか国家戦略特区にチャレンジできるまで磨きをかけていこう。その準備段階というものでもあります。

○原委員 わかりました。ありがとうございます。

もう一点、細かいことになってしまいますが、(2)の女性の活躍推進の中の介護型ファミリー・サポートサービスの具体的なイメージがよくわからなかったのですが、こういった仕組みのものをつくれるのでしょうか。

○飯泉知事 従来ファミリー・サポート・センターというのは子育てを終えた、いわゆるもうお孫さんも終えた皆さん方がその提供会員なのです。しかし、自分としては子育ては

日本一ではないか。この力を使わないのはもったいない。しかし、その一方で保育所であるとか幼稚園が希薄な地域、これも中山間地域が多くなる。あるいは意外と大都市部においてお母様方が勤務時間が例えばかなり長くなる。遅く残業がある。そうした場合に幼稚園での延長の預かりが足りない。そうしたところのサービスを受ける。どちらかという子育て支援が多かったのです。しかし、今、大きな問題になっているのは子育て離職というだけではなくて、女性の管理職の皆さん方がお母様の介護で離職させられるというのが多くて、例えばNHKのアサイチでも大きな話題となったところでもあります。ということで、これからは逆に高齢者の介護を資格などを持っていただいて、そしてファミリー・サポート・センターとしてこうしたサービスを行っていく。

今、特に友愛訪問という形で老人クラブ、実は徳島の老人クラブから県が提唱させていただきまして、友愛訪問活動、老老で見守りサービスを行うとか、場合によっては介護の2級を県が支援をしてお取りいただいて、そしてサポートをしていく。これが今、実は友愛訪問あるいは支援事業ということで、全国の老人クラブ連合会のほうに広がっているところでもあります。こうした経験も生かしながら、このファミリー・サポート・センターの会員の皆様方に、もちろん老人クラブのメンバーの方もおられますから、そのままスライドをしていただいて、こちらで介護型のファミリー・サポート、例えばショートステイ、預かりをさせていただくとか、こうしたものの新しいサービスを展開したいというものであります。

○原委員 ありがとうございます。

本間先生、どうぞ。

○本間委員 大変ごもったもな御提案で、非常にサポートをいたしたいと思っています。一つ質問ですが、障害者の在宅勤務で新型特例子会社の御提案について、具体的にどういう会社でどういう作業をするとお考えでしょうか。

○飯泉知事 今までの特例子会社の場合には、例えばうちの場合には2例あります。1つは大塚グループです。これは言うまでもなく全く問題がなく対応できます。もう一つは生協が率先して行っていただいております。しかし、なかなか中小企業では難しいのです。なぜかという、先ほども少し申し上げましたが、特例子会社を運営していくだけの人材がなかなかいない。また、資金的な余裕もないという2点の問題があります。

しかし、事例に書いてありますように、何社かが集まることによって、それぞれの得意分野を切り出すことによって、場合によっては今それぞれ50人以上の会社であっても実は法定雇用の問題が出てまいりますので、何らかの対応はしないといけないようになってきているのです。ということで今それをぼんと後押しをする制度をここにつくり上げていこうということで、それぞれの本業を切り出すことによっての新しい特例子会社、前は親会社の仕事をそのままやるというのがほとんどだったのです。しかし、そうではない新しい業を行っていこう。

今、障がい者の雇用の裾野を広げようということで、身体から精神あるいは知的とどん

どん広がってきているのです。こうした中、厚生労働省と農林水産省の中で農福連携ということで、農業の中にそうした障がい者の皆さん方の雇用の場を生み出していこう。実は大塚も一部これをやろうとし始めておりまして、トマトをつくるということなのです。やはり真面目に行っていく。特に発達障がい、知的障がい者には非常にこれが向いているのです。忍耐強く行っていく。または身体あるいは特に精神障がい者の皆さん方にとってみると、大地に足をつけて行うということが精神障がいを緩和する効果があるということになっておりまして、そうした意味で今回の事例の中にも農業を入れさせていただいております。

それぞれ障がいの状況に応じての介護であったり、発達障がいの皆さんであれば清掃活動というのは非常に几帳面に行っていただきますので、そうした障がい者の特性もしっかりと受ける、切り出した新しい特例子会社をここにつくることができるとともに、中小企業の皆さんの障がい者雇用を促進することができる。法律の目的にもしっかりと合致することをここに進めたいと考えております。

○本間委員 私は農業が専門なのですがけれども、福祉農業というのはおっしゃるとおり結構広がりを見せておりまして、さまざまな形で取り入れていて、花とか苗の栽培なんかも障害者を中心にラインを考えているところがあったり、あるいは阿蘇の裾野ではむしろ障害者を中心に雇用してさまざまな農産物をつくっているという例がありますので、ぜひこれは進めていっていただきたいと思います。そういう幾つかの会社が集まったときに、具体的にこういうことが提案できそうだという例が見えてくると、今も既に農福連携の話がありましたけれども、そういう具体的な例が見えてくる。もっと推進しやすいかなと思いました。

子育て支援のところですが、小規模クラスについて一部地域についてのみに限定。これを県全域ということですね。このニーズがどれぐらいあるかというあたりを把握できるともっといいなという気がしていますので、山間地やへき地、離島だけではないニーズといえますか、そのあたりについてもっと詳しく理解できると進めやすいかなという感想を持ちました。

○飯泉知事 今、本間委員がおっしゃっていただいた小規模の部分で都市部でどうかということなのですが、実は東京の千代田区とか、逆に高齢化だけになって非常に子供さんの数が少ない。同じことが例えば徳島市内で起こっているのです。徳島の新町、内町という昔のまさにコアのコアのところ。今、小学校が複式になっています。ということで実は子供が少なくなっているという部分。実は中山間地域と同時に都市部の中のコアエリアにそれが起こるということになっておりまして、逆に徳島市内なのだからそんなの無理だよと必ず正面から言われてしまうのですが、逆に地域によっては全く違うというのが今の状況になっておりますので、恐らくこれは東京都も同じですし、徳島も同様ということで、なるべくこうしたものがどんどん使いやすい、そして中心部にも子供さんというか若い世代が戻ってもらえるように、これは中心市街地の活性化対策ということになるわけなのです

が、こうしたことにも非常にプラスになるというものであります。

○原委員　あと事務局で何か確認事項はありますか。

○藤原次長　特にありません。

○原委員　では、大変ありがとうございました。